

静岡県高齢者居住安定確保計画

2021年度～2026年度

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	163
2 計画の位置付け	164
3 計画の基本的考え方	164
4 計画の期間	164
5 計画の策定経過	164
6 県、市町等の役割	165

第2章 静岡県における高齢者と高齢者の住まいの現状と課題

1 高齢化の状況	166
2 高齢者の居住環境	168
3 要介護高齢者等の状況	170
4 要配慮高齢者世帯と高齢者の住まいの現状	172

第3章 高齢者の居住の安定確保のための目標

1 目標を定める高齢者の住まい	176
2 目標設定の基本的考え方	176
3 高齢者の住まいの目標	176

第4章 高齢者の居住の安定確保のための施策展開

1 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進	178
2 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化	179
3 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備	179
4 高齢者居宅生活支援施設の整備促進及び居宅生活支援体制の確保	180
5 高齢者の居住の安定の確保	181

第1章 | 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

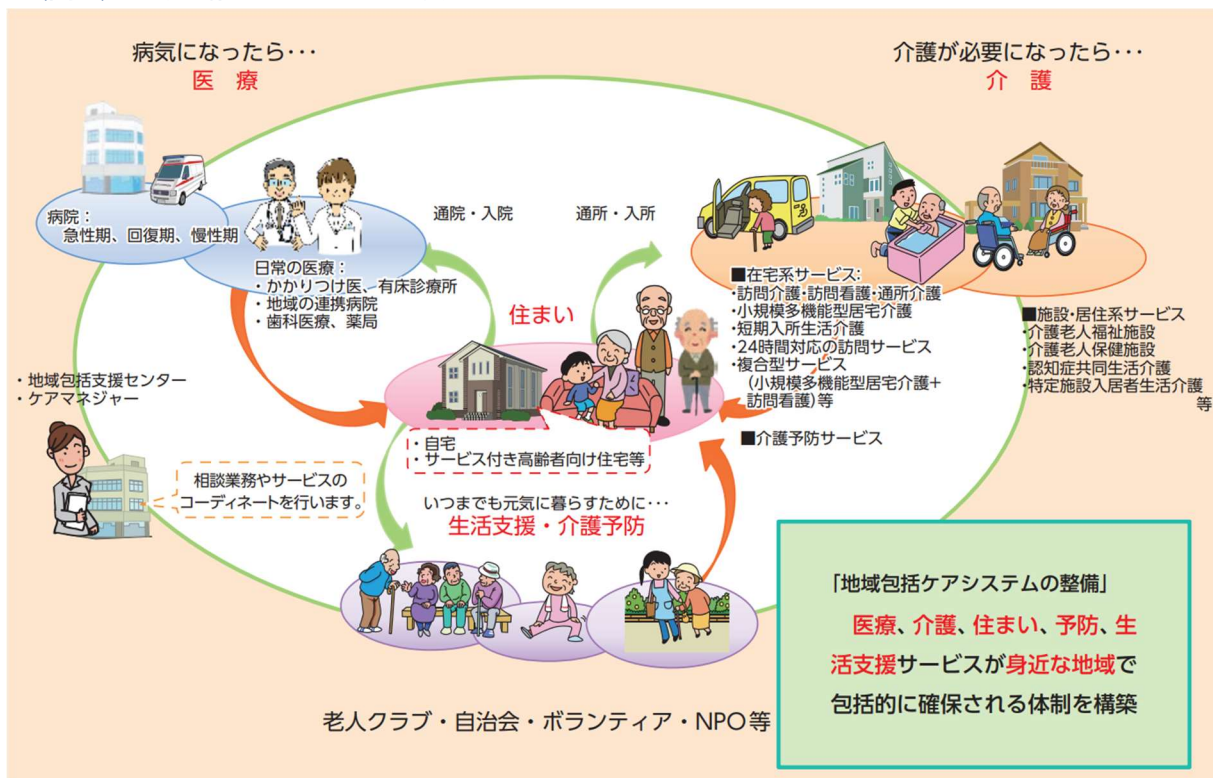
我が国では、高齢化が急速に進み、2020年（令和2年）には高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）が28.6%となり、中でも、後期高齢者（75歳以上）の割合は14.7%となっています。今後も、一層高齢化が進行し、2035年（令和17年）には3人に1人が高齢者になると予想されています。

このような状況に対応するため、住宅施策と福祉施策が一体となった取組を進める必要があります。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）に基づき、住まいの供給目標や目標達成のための施策等を定めた「高齢者居住安定確保計画」を都道府県が策定することとされています。

また、団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築及び充実が課題となっています。地域包括ケアシステムでは、生活の基盤として必要な住まいが整備され、そのなかで高齢者本人の希望にかなった住まい方が確保されることが求められます。

この計画は、住宅部局と福祉部局が連携し、高齢者の住まいに係る施策を総合的に推進するために策定するものです。

（図1）地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省 厚生労働白書（2016年（平成28年）版）

2 計画の位置付け

この計画は、高齢者の住まいに係る住宅施策と福祉施策の共通の基本計画となるもので、住生活基本法に基づく「静岡県住生活基本計画」、老人福祉法及び介護保険法に基づく「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」との整合を図っています。

(1) 静岡県住生活基本計画

本計画は、住生活基本法に基づく計画であり、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10か年とし、5年経過した時点で見直しを行います。

(2) 第9次静岡県長寿社会保健福祉計画

第9次静岡県長寿社会保健福祉計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を一体とした計画であり、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までを計画期間としています。

老人福祉計画は、高齢者全般を対象としたもので、介護保険対象外のサービスを含めた福祉事業全般にわたる計画として位置付けられるものです。また、介護保険事業支援計画は、介護保険給付対象サービスの種類ごとの見込量を定める等、介護サービス基盤の整備を計画的に進めるための基本となる計画です。

3 計画の基本的考え方

静岡県では、社会のそれぞれの場面において、必要な場合には相互に助け合いながら、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを進め、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」に取り組んでいます。

この計画では、「住んでよし 訪れてよし」の理想郷を目指し、高齢期を生きる県民だれもが、自らの意思で、その人らしく暮らせる「いきいき長寿社会」の実現に向けて取り組んでいくこととします。

そのためには、高齢者の希望や状況に即して、住まいとサービスが適切に組み合わせられて提供されることが必要であり、行政における住宅部局と福祉部局の連携に加え、民間事業者や関係団体、地域住民も含めた多様な取組により、高齢者の生活を支援します。

4 計画の期間

この計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とし、静岡県住生活基本計画の改定・見直しに合わせて見直すこととします。

5 計画の策定経過

この計画は、くらし・環境部と健康福祉部が共同して策定し、策定に当たっては、市町や静岡県住宅政策懇話会の意見を聴くとともに、インターネット等を通じた県民意見の募集を行い、その内容を反映しました。

6 県、市町等の役割

(1) 県の役割

県は、住宅部局と福祉部局が連携して、本計画を推進していきます。

県民に対しては、県民のニーズの把握に努めていくことにより、市町と連携して公営住宅の提供や的確な住情報や福祉情報の提供及び相談体制の整備を図り、高齢者の居住の安定確保に努めます。

また、高齢者居住安定確保計画の策定を検討する市町への支援も行います。

(2) 市町の役割

市町は、公営住宅の供給及び地域の住宅施策において重要な役割を担うとともに、介護保険の保険者であることをはじめ、地域における福祉施策の主体となります。

従来、高齢者住まい法では、高齢者居住安定確保計画の策定主体は都道府県とされてきましたが、2016年（平成28年）5月の同法改正により、市町による計画策定も可能となりました。市町は、地域の住宅政策や福祉政策で重要な役割を果たしており、高齢者の居住の安定確保にも大きな役割が期待されることから、今後、市町においても、高齢者居住安定確保計画を策定する等、住宅部局と福祉部局の連携による主体的な取組を更に進める必要があります。

(3) 民間事業者等の役割

社会福祉法人や医療法人は、福祉や医療の担い手として重要な役割を果たしていますが、今後、高齢者の住まいや生活支援体制の確保のための役割も期待されます。

また、高齢社会では、自助や共助の取組が重要であり、民間事業者、団体、住民等、様々な主体による取組が期待されます。

第2章 | 静岡県における高齢者と高齢者の住まいの現状と課題

1 高齢化の状況

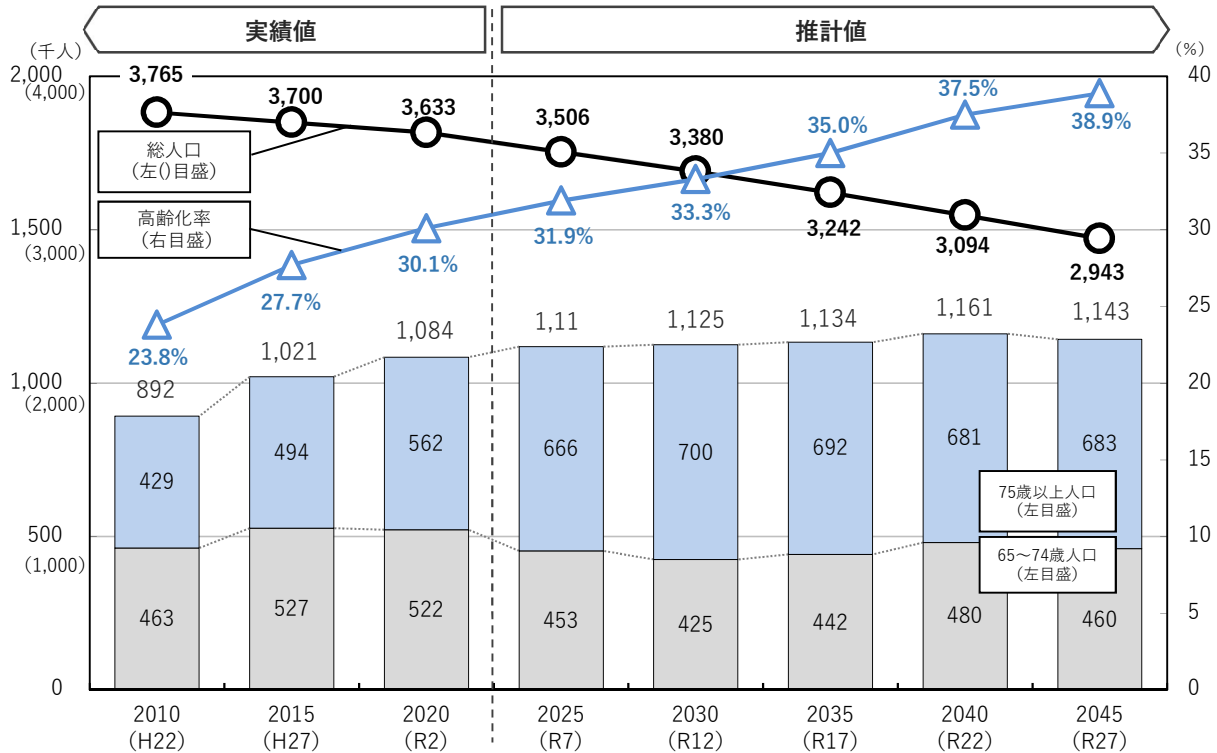
(1) 本県の人口の現状と将来推計

2020年（令和2年）10月1日現在の本県の総人口は3,633,202人で、2015年（平成27年）と比べ67,103人（1.8%）減少しています。総人口は減少傾向にあり、2025年（令和7年）には351万人、2035年（令和17年）には324万人になると予測されます。

一方、2020年（令和2年）10月1日現在の高齢者人口（65歳以上人口）は1,084,282人で、2015年（平成27年）と比べ62,999人（6.2%）増加しています。介護保険制度が始まった2000年（平成12年）と比較すると、高齢者人口は65.3%増加、高齢化率は12.9%上昇しており、高齢化が進行している状況にあります。

今後、人口減少の中で高齢者人口は増加し、2030年（令和12年）には3人に1人が高齢者になると予測されます。中でも、75歳以上の後期高齢者の割合が高まり、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

(図2) 高齢化の状況



資料：2010年（平成22年）～2020年（令和2年）は「国勢調査」による10月1日現在の数。2025年（令和7年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）3月推計）」による数。

(2) 市町の高齢化の状況

2020年（令和2年）10月1日現在の県内市町の高齢化の状況を見ると、全市町で高齢化率20%を超えています。高齢化率が最も高いのは西伊豆町の51.6%で、最も低いのは長泉町の22.2%となっています。

(表1) 市町別高齢化率（2020年（令和2年）10月1日現在）

市町名	高齢化率	市町名	高齢化率	市町名	高齢化率	市町名	高齢化率
西伊豆町	51.6%	下田市	42.4%	藤枝市	30.3%	湖西市	27.8%
川根本町	49.6%	森町	34.5%	焼津市	30.0%	菊川市	27.1%
南伊豆町	49.2%	伊豆の国市	33.8%	小山町	30.0%	裾野市	27.0%
松崎町	48.9%	函南町	32.8%	三島市	29.7%	清水町	26.3%
熱海市	48.3%	沼津市	32.2%	富士宮市	29.7%	吉田町	25.9%
東伊豆町	48.0%	牧之原市	31.9%	磐田市	28.9%	御殿場市	25.7%
伊東市	43.1%	島田市	31.6%	富士市	28.4%	袋井市	24.5%
河津町	43.1%	御前崎市	30.9%	浜松市	28.2%	長泉町	22.2%
伊豆市	42.6%	静岡市	30.5%	掛川市	28.0%	県計	30.1%

資料：総務省 国勢調査（2020年（令和2年）） ※不詳補完値による。

2 高齢者の居住環境

(1) 世帯の状況

高齢者のひとり暮らし世帯は年々増加し、2020年（令和2年）10月1日現在で166,069世帯となり、総世帯の11.2%を占めています。2010年（平成22年）と比較すると、56.3%増加しています。

また、高齢者の夫婦のみ世帯は182,564世帯で、総世帯の12.3%を占めています。2010年（平成22年）と比較すると、31.8%増加しており、高齢者のひとり暮らし世帯と同様急激に増加しています。

今後も、高齢者のみの世帯の割合は高まり、特にひとり暮らし世帯の一層の増加が予測されることから、家庭における介護の問題がより深刻化することが予想されます。

(表2) 家族構成別世帯数の状況

(単位:世帯)

区分	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
一般世帯数 総数	1,397,173	1,427,449	1,480,969
65歳以上の者のいる世帯数	583,403 (41.8%)	653,446 (45.8%)	684,763 (46.2%)
ひとり暮らし世帯数	106,279 (7.6%)	139,262 (9.8%)	166,069 (11.2%)
夫婦のみ世帯数 (夫65歳以上、妻60歳以上)	138,565 (9.9%)	166,476 (11.7%)	182,564 (12.3%)

資料：総務省 国勢調査（2020年（令和2年）） ※（ ）内は、当該世帯数が総世帯数に占める割合。

(2) 住宅の所有状況

2018年（平成30年）10月1日現在の住宅の所有状況を見ると、持ち家に住む高齢者の方が多くなっていますが、借家に住む高齢者も増えています。

(表3) 高齢者のいる世帯の住宅の所有状況

(単位:千世帯)

区分	2013年（平成25年）			2018年（平成30年）		
	全世帯数	65歳以上の 単身世帯	65歳以上の 夫婦のみ世帯	全世帯数	65歳以上の 単身世帯	65歳以上の 夫婦のみ世帯
持ち家	934.8 (67.3%)	88.1 (70.8%)	136 (90.5%)	955.3 (66.7%)	106.6 (71.1%)	153.2 (90.8%)
借家	420.2 (30.3%)	35.2 (28.3%)	12.7 (8.5%)	428.6 (29.9%)	42.3 (28.2%)	14.2 (8.4%)
計	1,388.3	124.4	150.2	1,431.7	149.9	168.7

資料：総務省 住宅・土地統計調査（2013年（平成25年）、2018年（平成30年））
※（ ）内は、当該世帯数に占める持ち家または借家の割合。合計には間借りの世帯を含む。

(3) 住宅設備の状況

手すりや段差のない屋内等、高齢者等のための何らかの住宅設備がある住宅は、年々上昇傾向にあり、2016年（平成28年）以降に建築された住宅では全体の72.9%となっています。

(表4) 高齢者等のための住宅設備の状況

(単位：千戸)

建築時期	住宅 総数	高齢者等のための設備がある							
		総数	手すりがある			またぎや すい高さ の浴槽	廊下等が 車いすで 通行可能	段差の ない屋内	
			総数	浴室	廊下				階段
2000(H12) 以前建築	849.5	435.5 (51.3%)	373.1 (43.9%)	182.4 (21.5%)	75.5 (8.9%)	248.2 (29.2%)	144.9 (17.1%)	115.7 (13.6%)	113.2 (13.3%)
2001(H13)～ 2005(H17)建築	139.2	89.8 (64.5%)	77.7 (55.8%)	50.4 (36.2%)	8.5 (6.1%)	62.1 (44.6%)	38.5 (27.7%)	34.5 (24.8%)	56.5 (40.6%)
2006(H18)～ 2010(H22)建築	150.5	95.1 (63.2%)	80.2 (53.3%)	47.9 (31.8%)	7.9 (5.2%)	63.0 (41.9%)	37.5 (24.9%)	31.6 (21.0%)	55.3 (36.7%)
2011(H23)～ 2015(H27)建築	134.3	93.5 (69.6%)	82.2 (61.2%)	42.8 (31.9%)	5.5 (4.1%)	65.8 (49.0%)	36.4 (27.1%)	25.7 (19.1%)	51.1 (38.0%)
2016(H28)～ 2018(H30).9建築	60.6	44.2 (72.9%)	39.6 (65.3%)	20.0 (33.0%)	2.2 (3.6%)	32.3 (53.3%)	15.0 (24.8%)	11.3 (18.6%)	23.5 (38.8%)
計	1,425.1	761.6 (53.4%)	655.7 (46.0%)	344.7 (24.2%)	100.2 (7.0%)	473.0 (33.2%)	273.1 (19.2%)	219.3 (15.4%)	300.3 (21.1%)

資料：総務省 住宅・土地統計調査（2018年（平成30年））

※（ ）内は、当該設備がある住宅数の住宅総数に対する割合。合計には建築時期不明を含む。

3 要介護高齢者等の状況

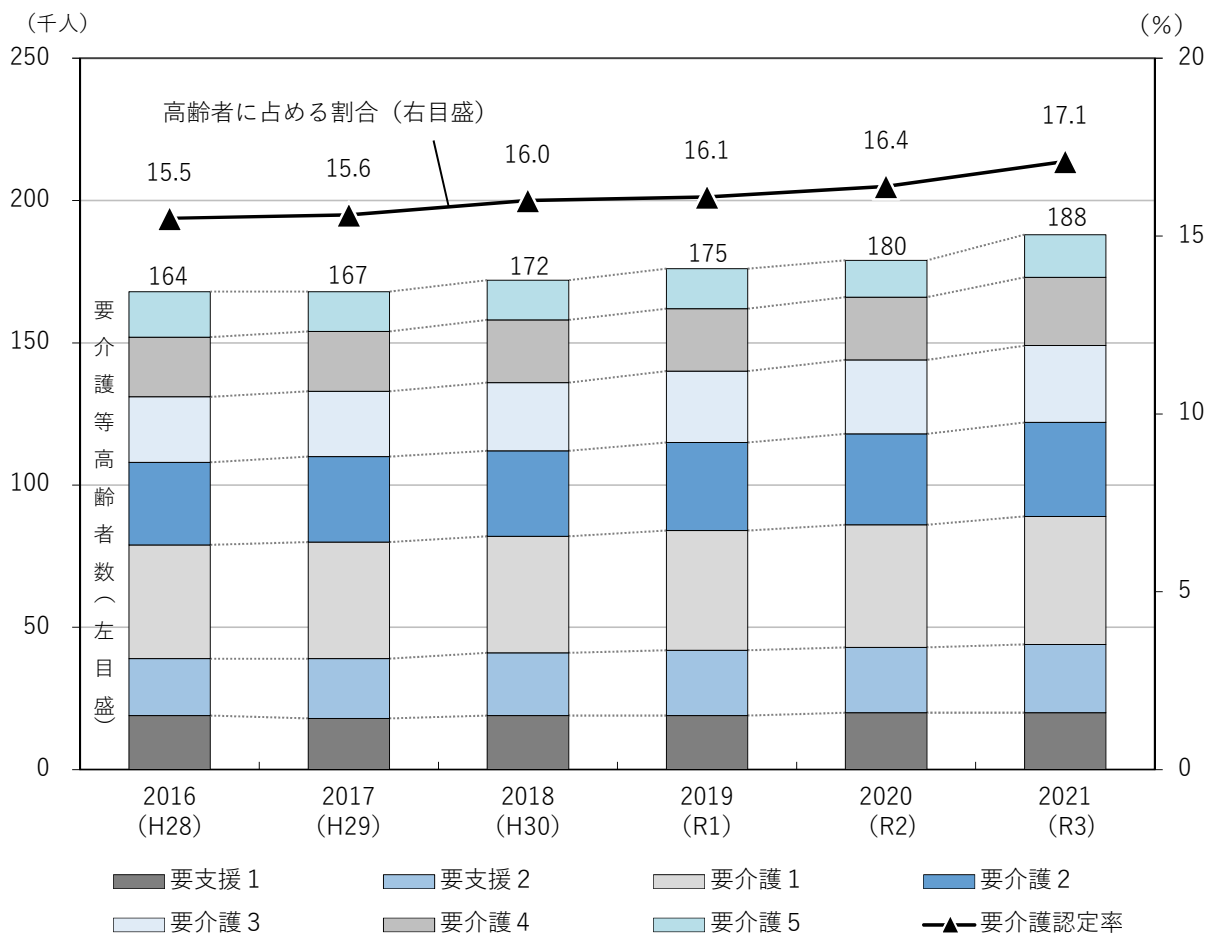
(1) 要介護等高齢者の状況

2020年度(令和2年度)末現在の要介護等高齢者数(要支援又は要介護の認定を受けた第1号被保険者数)は179,849人(*)で、介護保険制度施行当初(2000年(平成12)年4月末現在の54,572人から一貫して増加しています。また、高齢者全体に占める割合(第1号被保険者の認定率)は、制度施行当初の8.3%から16.4%に上昇しています。

要介護等高齢者数は今後も増加を続け、2021年度(令和3年度)末には18万8千人となり、第1号被保険者の認定率は17.1%になると見込まれます。

* 厚生労働省「各年度の介護保険事業状況報告(月報)」

(図3) 要介護等高齢者数の推移

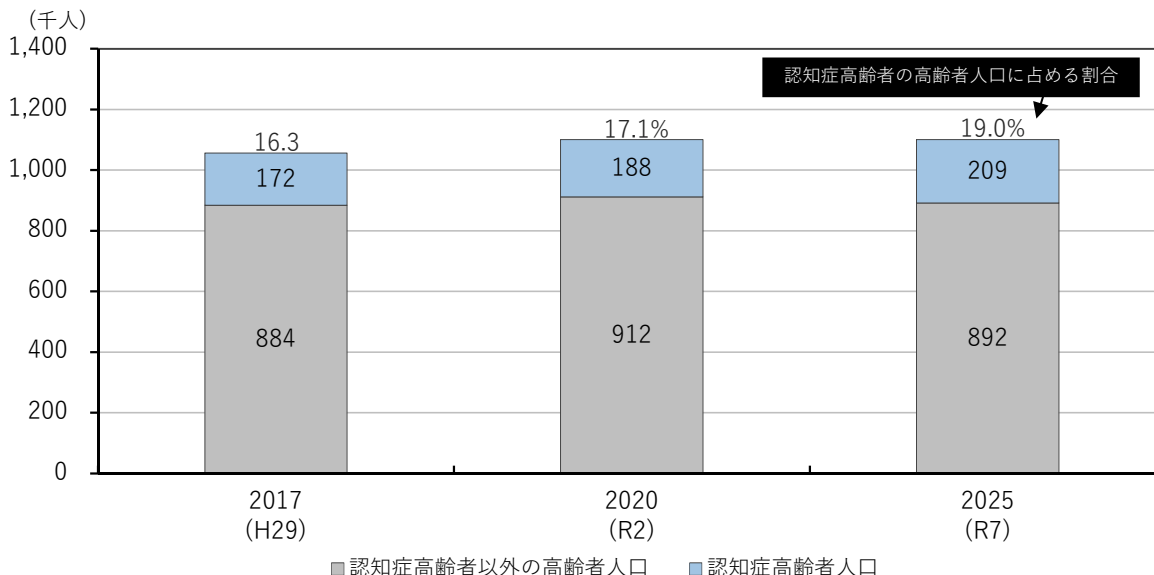


資料：2020年度(令和2年度)までは厚生労働省「介護保険事業状況報告」による3月末の第1号被保険者の認定者数 2021年度(令和3年度)は各市町の推計による第1号被保険者の認定者数の合計
 認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した率

(2) 認知症高齢者の状況

要介護等高齢者のうち、認知症と判断される方の発生数から推計すると、2020年(令和2年)4月現在では高齢者のうち約18万8千人(高齢者の17.1%)、団塊の世代が75歳を迎える2025年(令和7年)には約20万9千人が認知症と推計されます。

(図4) 認知症高齢者数の将来推計



* 高齢者人口は、2017年(平成29年)及び2020年(令和2年)が静岡県長寿政策課「高齢者福祉行政の基礎調査」(4月1日現在の数)

2025年(令和7年)が国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)3月推計)」による数。

認知症高齢者数は、厚生労働省「認知症の人の将来推計」による認知症有病率が一定の場合の数。

(3) 特別養護老人ホーム入所希望者の状況

2021年(令和3年)4月1日時点で、特別養護老人ホームへの要介護3以上の入所希望者の実人数は5,486人でした。

(表5) 入所希望者の実人数(各年の4月1日時点)

(単位:人)

年	要介護5	要介護4	要介護3	3以上計	要介護2	要介護1	全希望者
2019(H31)	1,144	2,018	2,669	5,831	158	97	6,086
2020 (R2)	977	2,026	2,776	5,779	173	152	6,104
2021 (R3)	907	1,803	2,776	5,486	184	145	5,815

※2015年(平成27年)4月1日から特別養護老人ホームへの入所は原則として要介護3以上の方に限定されています。ただし、要介護1又は2の方であっても、一定の事情があれば特例的に入所が認められます。

資料: 静岡県介護保険課

4 要配慮高齢者世帯と高齢者の住まいの現状

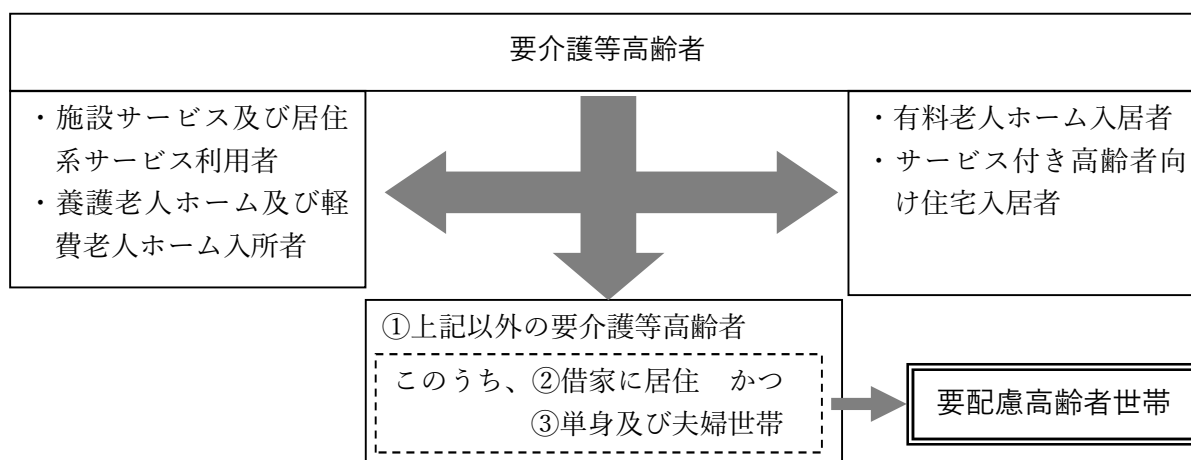
(1) 要配慮高齢者世帯

この計画の策定を契機に、住宅部局と福祉部局が連携した取組を一層進め、高齢者の居住の安定確保を図ることとしています。高齡化の進行により、要介護等高齢者の大幅な増加が見込まれるため、高齢者の実情に即した対応が必要となります。

介護保険の施設サービスや居住系サービスを利用している方、日常生活における世話や緊急通報等による見守りサービスを受けられる施設や賃貸住宅に入っている方は、一定のケアを受けられる環境にあると考えられますので、それ以外の高齢者に対する対策が主な課題となります。

この計画では、①上記の一定のケアを受けられる環境にあると考えられる高齢者以外の要介護等高齢者で、②借家に居住し、③世帯基盤の脆弱なひとり暮らしや夫婦のみの世帯を、居住の安定確保を図る必要のある「要配慮高齢者世帯」と位置付けることとします。

(図5)要配慮高齢者世帯のイメージ



(2) 高齢者の住まいの現状（令和2年度末の推計）

2021年（令和3年）4月1日現在の高齢者数は1,098,277人であり、そのうち要介護等高齢者数は179,849人（2020年度（令和2年度）末現在）です。

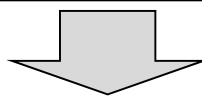
2020年度（令和2年度）末の介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院）の入所定員は34,806人、認知症高齢者グループホームの入所定員は6,534人、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員は、合計で23,485人です。

前記以外の住まいに居住している要介護等高齢者は115,024人と推計されます（前記の施設等が満床と仮定）。このうち、ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯は39,091世帯、59,565人と推計され、このひとり暮らし又は夫婦のみの世帯のうち、持ち家に居住する世帯は31,742世帯、50,495人、借家に居住する世帯（要配慮高齢者世帯）は7,349世帯、9,070人と見込まれます。

ケア付き公的賃貸住宅（特定施設入居者生活介護を行う事業者として指定を受けていない高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング、高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅）は770戸供給されており、これらが要配慮高齢者世帯に供給されていると仮定すると、持ち家に居住する31,742世帯とともに、借家に居住する世帯（要配慮高齢者世帯）のうち6,579世帯が親族や地域による見守り等に支えられて生活していることとなります。

(表6) 高齢者の住まいの現状 (2021年度(令和2年度)末の推計)

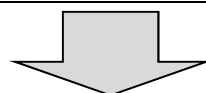
高齢者 1,098,277人 → うち要介護等高齢者 179,849人



<施設の入居定員等>

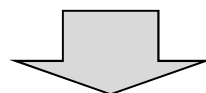
(単位:人)

介護保険施設	特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)	19,410
	介護老人保健施設	13,077
	介護療養型医療施設	465
	介護医療院	1,854
認知症高齢者グループホーム		6,534
養護老人ホーム		1,578
軽費老人ホーム		2,545
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を除く)		13,897
サービス付き高齢者向け住宅		5,465
計		64,825



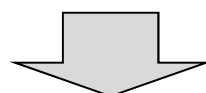
※サービス付き高齢者向け住宅は1戸を1人として計算

上記以外に居住する要介護等高齢者	115,024人
うちひとり暮らし又は夫婦のみの世帯	39,091世帯、59,565人
うち持ち家	31,742世帯、50,495人
借家	7,349世帯、9,070人(要配慮高齢者世帯)



<ケア付き公的賃貸住宅の戸数>

高齢者向け優良賃貸住宅(特定施設入居者生活介護事業所を除く)	452
シルバーハウジング	186
高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅	132
計	770



借家に居住する要介護等高齢者世帯(要配慮高齢者世帯)	7,349世帯
うちケア付き公的賃貸住宅に居住する世帯	770世帯
家族や地域による見守り等に支えられている世帯	6,579世帯

*特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を除く) - 静岡県長寿政策課及び福祉指導課

※サービス付き高齢者向け住宅及びケア付き公的賃貸住宅 - 静岡県住まいづくり課

(表7) 高齢者の住まいの概要

住まいの種別		概 要
介護保険施設	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	要介護者に対し、入浴や食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設。2015年(平成27年)4月以降は、入所対象者は原則として要介護3以上の方に限定された。定員29人以下の小規模なものを「地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)」という。
	介護老人保健施設	要介護者に対し、看護、医学的管理の下で介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設
	介護療養型医療施設	療養病床又は認知症疾患療養病床(精神病床)を有する医療機関であって、要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とした施設 *2023年度(令和5年度)末で介護保険法上の設置期間が終了予定(各施設は介護医療院等へ転換や廃止)
	介護医療院	長期の療養が必要である要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設
介護保険の居住系サービス提供施設	特定施設入居者生活介護事業所	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームであって、事業者指定を受け、入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの 定員29人以下の小規模なものを「地域密着型特定施設」という。
	認知症高齢者グループホーム	認知症対応型共同生活介護の事業者指定を受け、要介護者であって認知症である者に対し、入浴や食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うもの
養護老人ホーム		環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、必要な指導、訓練、その他の援助を行うことを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる。
軽費老人ホーム		無料又は低額な料金で、日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上必要な便宜を提供することを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる。
有料老人ホーム		高齢者を入居させ、入浴や食事等の介護、食事の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理を提供する事業を行う施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる。
サービス付き高齢者向け住宅		賃貸住宅や有料老人ホームで、一定の住戸面積、設備、バリアフリー構造の基準を満たし、状況把握サービス及び生活相談サービスが提供されるもので、知事等の登録を受けたもの

住まいの種別		概要
ケア付き公的賃貸住宅	高齢者向け優良賃貸住宅	民間事業者等が知事等から供給計画の認定を受けて整備するものであって、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅
	シルバーハウジング	高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（LSA）による日常生活支援サービスの提供を併せて行うもの
	高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅	デイサービスセンターや小規模多機能型居宅介護事業所等の高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅

(表8) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給実績

(単位：件数－件、戸数－戸)

	静岡市		浜松市		沼津市		藤枝市		県計	
	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
計	14	299	8	123	1	15	1	15	24	452

資料：静岡県住まいづくり課（2021年（令和3年）11月）

(表9) サービス付き高齢者向け住宅の市町別供給実績

(単位：件数－件、戸数－戸)

市町名	件数	戸数	市町名	件数	戸数	市町名	件数	戸数
静岡市	33	1,158	藤枝市	6	231	河津町	0	0
浜松市	41	1,497	御殿場市	3	102	南伊豆町	0	0
沼津市	10	303	袋井市	6	160	松崎町	0	0
熱海市	4	225	下田市	0	0	西伊豆町	0	0
三島市	6	171	裾野市	2	72	函南町	0	0
富士宮市	2	92	湖西市	2	47	清水町	2	64
伊東市	0	0	伊豆市	0	0	長泉町	4	129
島田市	4	181	御前崎市	0	0	小山町	0	0
富士市	12	302	菊川市	1	32	吉田町	0	0
磐田市	14	424	伊豆の国市	2	66	川根本町	0	0
焼津市	3	69	牧之原市	1	20	森町	0	0
掛川市	4	120	東伊豆町	0	0	県計	162	5,465

資料：静岡県住まいづくり課（2021年（令和3年）3月）

第3章 | 高齢者の居住の安定確保のための目標

1 目標を定める高齢者の住まい

要介護高齢者等の増加や介護保険施設の整備計画等を踏まえ、この計画では、介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（住宅型、健康型及びサービス付き高齢者向け住宅除く）及びサービス付き高齢者向け住宅について目標を定めます。

2 目標設定の基本的考え方

第9次静岡県長寿社会保健福祉計画において、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの介護保険施設の入所定員数や介護保険の居住系サービス提供施設の入居定員数等を定めています。

介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（住宅型、健康型及びサービス付き高齢者向け住宅除く）については、第9次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、2023年度（令和5年度）末における目標量を定めます。

サービス付き高齢者向け住宅については、本計画において、2025年度（令和7年度）末における登録戸数を定めます。

3 高齢者の住まいの目標

介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（住宅型、健康型及びサービス付き高齢者向け住宅除く）は、2023年度（令和5年度）末までに合計53,917床とすることを、この計画策定時の目標とし、静岡県地域医療介護総合確保基金等を活用し、計画的に整備を進めます。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいに係る多様なニーズに対応するため、市町と協議しながら、民間能力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ供給を進めます。

なお、この計画に掲載している数値目標には、計画期間の途中までのものもありますが、今後、他の計画において新たな目標値を設定した段階で、この計画の数値目標についても変更します。

（表10）高齢者の住まいの目標量

①老人ホーム等の目標

（単位：床）

区 分		2020年度末 (R2年度末)	2023年度末 (R5年度末) 目標量
介護 保 険 施 設	特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	19,410	19,815
	介護老人保健施設	13,077	13,049
	介護療養型医療施設 *	465	0
	介護医療院	1,854	2,526
認知症高齢者グループホーム		6,534	6,858
養護老人ホーム		1,578	1,578
軽費老人ホーム		2,545	2,547
有料老人ホーム(住宅型、健康型及びサービス付き高齢者向け住宅除く)		7,177	7,544
計		52,640	53,917

* 介護療養型医療施設は、2023年度（令和5年度）末で介護保険法上の設置期間が終了予定（各施設は介護医療院等へ転換や廃止）

②サービス付き高齢者向け住宅登録戸数の目標量

(単位:戸)

区 分	2020 年度末 (R2 年度末)	2025 年度末 (R7 年度末) 目標量
サービス付き高齢者向け住宅	5,465	6,300

第4章 | 高齢者の居住の安定確保のための施策展開

1 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進

- サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の普及を図り、その供給を誘導します。
- 高齢者の家賃滞納に対する大家の不安を解消するため、一般財団法人高齢者住宅財団が行う「家賃債務保証制度」の周知を図ります。
- 日常生活上の介護等を必要とし在宅での生活が困難な要介護高齢者のための入所施設である特別養護老人ホームの計画的な整備を支援します。
- 病状安定期にあって看護、介護、リハビリテーション等に重点を置いたケアが必要な要介護高齢者のための入所施設である介護老人保健施設の計画的な整備を支援します。
- 静岡県地域医療介護総合確保基金の活用を図り、市町が進める小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を促進します。
- 養護老人ホームについては、環境上の理由及び経済的理由による入所者に加え、虐待を受けた高齢者の緊急保護等、地域のセーフティネットとしての役割を果たすことができるよう、必要に応じて整備を支援します。
- 軽費老人ホームについては、家庭環境・住宅事情・経済状況等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者の入所施設であるため、必要に応じて整備を支援します。
- 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人を支援し、利用者の負担軽減を図ります。

(表 11) サービス付き高齢者向け住宅の制度概要と登録基準

制度概要	登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者は、県知事（政令市の長）の登録を受けることができる。 ○ 登録は5年ごと更新。
	入居者資格	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身高齢者 ○ 高齢者+同居者 * 「高齢者」…60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者 * 「同居者」…配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている親族、特別な理由があると認められる者
登録基準	規模	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各戸の床面積は原則 25 m²以上とする。 居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する場合は、各戸の床面積は 18 m²以上とする。
	構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。 共用部分に共同して利用するために適切な台所、収納設備、浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸が台所、収納設備、浴室を備えたものであることは要しない。 ○ バリアフリー構造であること。（段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保等）
	サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供すること。 ○ 社会福祉法人、医療法人等の職員、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護職員初任者研修課程修了者等の資格を有する者等が日中常駐し、上記サービスを提供すること。
	賃貸条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利金その他の金銭を受領しない契約であること（敷金、家賃・サービス費及び家賃・サービス費の前払金のみ徴収が可能）。 ○ 入居者の居住の安定が図られた契約であること。

2 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化

- サービス付き高齢者向け住宅については、バリアフリー等、住宅の構造及び設備やサービス・運営等の質を確保するため、定期的な報告を求め、立入検査を行います。
- 静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱等に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する助言や指導を行い、良好な居住環境と生活支援サービスの提供の確保を図ります。

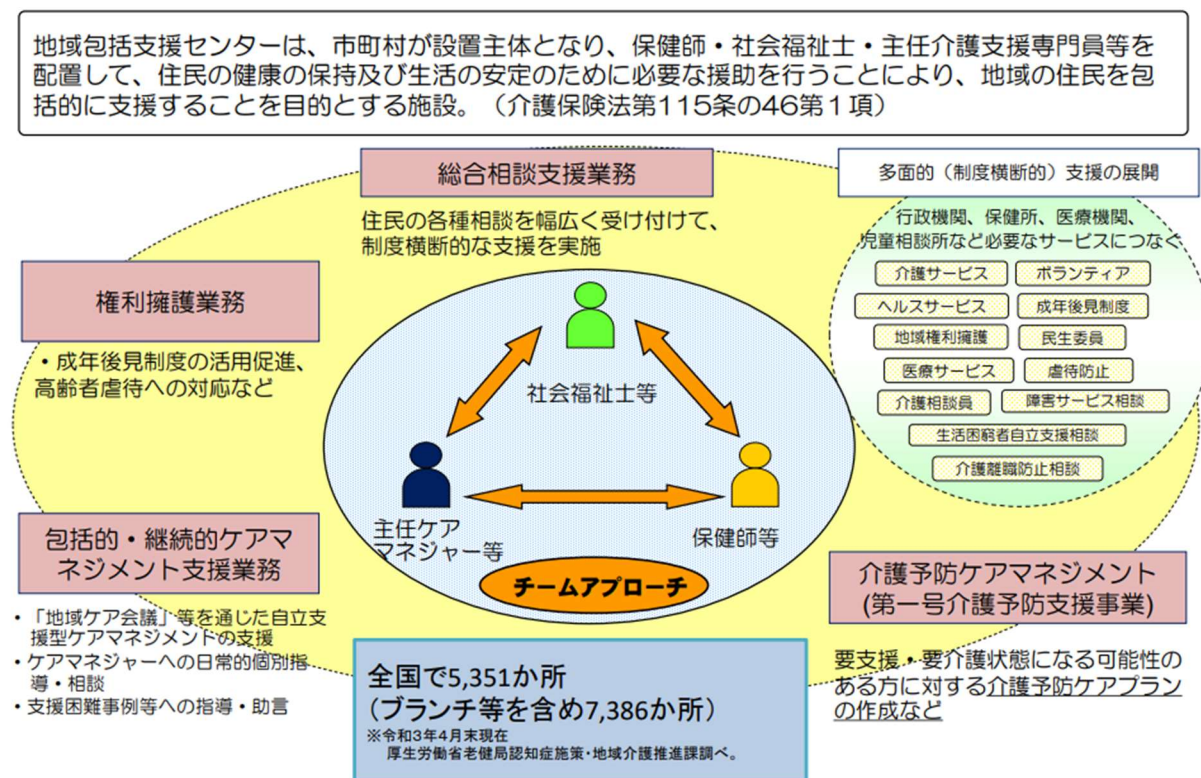
3 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備

- 高齢者の自立を促すとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」や「リフォーム補助事業」等により住宅改修における経費負担の軽減を図り、高齢者が住む住宅におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- 高齢者の住宅改修等の相談に対応するため、相談員を養成し、身体状況に応じた住戸改善を推進します。
- 住宅の取得等に関する公的な支援制度や高齢者に適した住宅の設計における配慮事項をまとめた冊子を作成し、広く周知を図ります。
- 3階建以上の公営住宅を建設する場合はエレベーターを設置するとともに、手すりの設置や床の段差を解消する等、高齢者にやさしい住宅を整備します。
- 既存公営住宅については、手すりの設置等により、ユニバーサルデザインに配慮した住宅を整備します。

4 高齢者居宅生活支援施設の整備促進及び居宅生活支援体制の確保

- 地域包括支援センター職員等を対象とした研修等を通じ、地域包括支援センターの機能向上を図るとともに、地域包括支援センターを中核とした高齢者の生活全般にわたる地域包括ケアシステムの構築及び充実を図ります。
- 高齢者の様々な課題に対する総合相談窓口である地域包括支援センターの役割等について、市町と連携し、県民への一層の周知を図ります。
- 地域における地域福祉推進のための取組を支援し、地域住民による支え合いや助け合いによる見守り支援体制の充実を図ります。
- 地域住民が主体となり、高齢者のほかに障害者、子どもの垣根なく誰もがいつ行ってもいい自由なふれあいの場所の整備を進めます。
- 大規模公営住宅団地の建替え時に、福祉施設等との一体的な整備の促進のため、福祉部局と住宅部局が連携を図ります。
- 県営住宅においても、高齢者が安心して暮らせるよう、安否確認サービスや、県及び市町の福祉担当部局や地域包括支援センターとの連携、情報交換や自治会活動の支援を実施します。

(図6) 地域包括支援センターの概要



資料：厚生労働省

5 高齢者の居住の安定の確保

- 予想される大規模地震に備えるため、県と市町が連携してダイレクトメール及び戸別訪問等により、住宅の耐震化に関する啓発・指導を行い、高齢者世帯における耐震診断及び耐震改修を促進するほか、耐震化が困難な世帯に対しては、住み替えや防災ベッドの設置等の耐震化に代わる対策を提案し、命を守る対策を総合的に促進します。
- 高齢者の住宅改修等に関する知識の普及を図るとともに、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターが運営する「あんしん建物相談室ミーナ葵」等と連携し、住宅に関する総合的な相談体制の充実を図り、高齢者が住みやすい住宅の整備を促進します。
- 要配慮高齢者世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進します。
- 要配慮高齢者世帯を含む住宅確保要配慮者が賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、市町、不動産関係団体、居住支援団体等で構成される地域密着型の市町居住支援協議会の設立を支援します。これにより、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等を実施します。
- 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、要配慮高齢者世帯を含む住宅確保要配慮者に対し住宅情報等を提供することにより、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。
- 高齢者の居住に関するニーズが多様化しつつあることから、高齢者世帯の住み替えに関する相談体制等の整備を図ります。
- 「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進します。